

令和5年流山市教育委員会議第9回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年9月28日（木曜日）
開会 午前10時15分
閉会 午前10時45分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 南 暁男
生涯学習部長 竹内 繁教
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 中曾根 仁史
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石川 博一
教育総務課長 鈴木 貴之
指導課長 郡司 美紀
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 伊原 純子
博物館長 秋谷 大和

- | | | | |
|---|-------|---------------|--------|
| 7 | 事務局職員 | 教育総務課長補佐 | 遠山 美保 |
| | | 教育総務課庶務係長 | 大田 千絵美 |
| | | 教育総務課主事 | 石戸 寛諭 |
| | | 教育総務課会計年度任用職員 | 寺坂 真佐美 |

8 議案等

議案第41号 流山市学校サポート教員の設置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

協議 コ 教育財産の目的外使用について（流山市立おおたかの森小学校及び流山市立おおたかの森中学校）

協議 サ 教育財産の目的外使用について（流山市立東深井中学校及び流山市立東部中学校）

9 議事の内容

（開会 午前10時15分）

田中教育長 ただいまから、令和5年流山市教育委員会議第9回定例会を開会します。まず、令和5年流山市教育委員会議第8回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

（特になし との声あり）

田中教育長 特になしということですので、承認ということにします。これより議事に入りますが、各課等報告のうち「いじめ重大事態の経過報告について」は、個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長 御異議なしと認めます。よって、この案件につきましては非公開とします。それでは議事に入ります。議案第41号「流山市学校サポート教員の設置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

| | |
|--------|--|
| 学校教育部長 | <p>(学習サポート指導員の勤務条件を、年間1,030時間以内から年間1,050時間以内に拡充する旨の説明)</p> <p>現在、学習サポート指導員は、夏季休業中の勤務を想定しない勤務体制となっております。しかし学校現場の現状としては、夏季休業中の学習教室への学習支援、児童生徒理解に繋がる校内研究会等への参加、二学期以降の学習や行事の準備等で、学習サポート指導員の夏季休業中の勤務が求められております。つきましては学習サポート指導員の勤務条件を、年間1,030時間以内から年間1,050時間以内に拡充し、夏季休業中の勤務を可能とするために、要綱の一部を改正するものです。</p> |
| 田中教育長 | <p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> |
| 山本委員 | <p>年間1,030時間から1,050時間に増やしたということで、1年間に20時間だけの増となりますが、これで足りるのでしょうか。</p> |
| 指導課長 | <p>学習サポート指導員は、「学校サポート教員」の中の職種の1つで、その他にも学習サポート教員などの職種がありますが、雇用される方々の働き方の関係もあり、それぞれ勤務時間が違ってきます。そうした中で、学習サポート指導員は今までは夏休みの勤務を想定していませんでしたが、だいたい1日5時間、4日程度の勤務を想定しており、20時間の増で大丈夫ではないかと考えています。</p> |
| 田中教育長 | <p>ほかに御質問はありますか。</p> |
| | <p>(特になし との声あり)</p> |
| 田中教育長 | <p>それでは質問がないようですので、議案第41号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> |
| | <p>(異議なし との声あり)</p> |
| 田中教育長 | <p>御異議なしと認めます。よって議案第41号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> |

次に、協議コ「教育財産の目的外使用について（流山市立おおたかの森小学校及び流山市立おおたかの森中学校）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

（特定非営利活動法人NPOさとやま理事長 岡田啓治から流山市立おおたかの森小学校及び流山市立おおたかの森中学校の敷地の一部に、オオタカ繁殖監視システム用光回線の一部を設置するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明）

特定非営利活動法人NPOさとやまから、流山市立おおたかの森小学校及び流山市立おおたかの森中学校の敷地の一部に、オオタカ繁殖監視システム用光回線の一部を設置するため、使用したい旨の要望を受けたことによるものです。内容としては、今まで市野谷の森のオオタカ繁殖管理システムをW i - f i で監視していたのですが、通信を安定させるために光回線を引き込みたいということです。使用部分は敷地の一部で、別添配置図の点線部分がカメラの音声、実線部分が既に引き込まれている電源ケーブルとなっています。今回これらの柱を使い、光回線のケーブルをもう1本引き込むということになります。使用料は流山市占用料条例に準じ544円、許可期間は令和5年10月2日から令和6年3月31日とし、令和6年4月1日以後は1年を期限とし支障がない場合は毎年更新するものとします。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員

こうしたシステムがあるのを初めて知ったのですが、繁殖の成果はでているのでしょうか。

学校施設課長

確認しておきます。

羽中田委員

こうしたシステムがあるのであれば、結果を市民の方々にも広報するといいのではないかと思ひまして伺いました。

田中教育長

おおたかの繁殖のために、おおたかの森小中学校ではチャイムを変えたり運動会は春にはしないということで、生きているおおたかのためにいろいろと教育活動を変えているので、繁殖については分かりませんが、いるのは確

かです。

学校施設課長

広報については、NPO法人がどう発信するかになると思います。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、協議コは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって協議コは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議サ「教育財産の目的外使用について（流山市立東深井中学校及び流山市立東部中学校）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

(流山市上下水道事業管理者 矢幡哲夫から流山市立東深井中学校及び流山市立東部中学校の敷地の一部について、避難所の機能向上を図るため、マンホールトイレを、東深井中学校には7基、東部中学校には8基を設置するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

流山市上下水道事業管理者 矢幡哲夫から流山市立東深井中学校及び流山市立東部中学校の敷地の一部について、避難所の機能向上を図るため、マンホールトイレを、東深井中学校には7基、東部中学校には8基を設置するため、使用したい旨の要望を受けたものです。配置図の、東深井中学校は四角で囲ってある部分、東部中学校は校舎と校舎の間の渡り廊下を挟んだ部分が工事箇所です。使用面積は、東深井中学校が86.50平方メートル、東部中学校が100平方メートルです。使用料は流山市行政財産使用料条例第4条の規定により免除とする予定です。許可期間は、許可日の翌日から令和6年3月31日までとし、来年度以後については1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものとします。

| | |
|--------|--|
| 田中教育長 | <p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p> |
| 田中教育長 | <p>質問がないようですので、協議サは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p> |
| 田中教育長 | <p>御異議なしと認めます。よって協議サは、原案のとおり了承することに決しました。</p> <p>次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。</p> |
| 学校施設課長 | <p>(学校施設だよりの配布について)</p> |
| 指導課長 | <p>(令和5年度総合体育大会結果(全国・関東)について、令和5年度吹奏楽コンクール結果について、全国学力・学習状況調査の結果について)</p> |
| 生涯学習課長 | <p>(流山市おおたかの森ホールネーミングライツ契約の更新について、流山市文化祭の開催について)</p> |
| 博物館長 | <p>(令和5年度企画展「近世流山の13枚」について、秋元家住宅土蔵解体の資料について)</p> |
| 田中教育長 | <p>以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。</p> |
| 宮本委員 | <p>学校施設だよりの「移転後の南流山中学校通学経路」について、自転車通学の主要経路として①、②、③と案がありますが、①のルートについて、バスデいの交差点は、私がいつも朝、ボランティアとして見守りをしているところなのですが、ここは流山小学校と、南部中学校の自転車通学の児童生徒が約100人程度通る箇所であり、また、保育園も近くにありますが、送迎の保護者の方が多く行き交うところです。もし南流山中学校の自転車通学のお子さん方がここを通ることになった場合、恐らく同じ時間に重なるのではないかと思います。そのことについては地域の見守りの方々や、②</p> |

のルートは八木南小学校の学区も入っているかと思うのですが、そちらで見守りをされている方々等にお知らせしているのでしょうか。それとも、①、②、③の案のどれか1つになるということでしょうか。

学校教育課長

これは、①、②、③のどれか1つになるのではなく、それぞれ自転車通学者が通る案ということで今、考えています。当然、他の学校との重なる部分がありますので、そうしたところなどについても、今後学校等と相談しながら安全に通学できるように検討していきたいと考えています。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。続きまして、非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いします。

いじめ防止相談対策室長

(いじめ重大事態の経過報告について)

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和5年流山市教育委員会議第9回定例会を終了します。

(閉会 午前10時45分)